

# ○北しりべし廃棄物処理広域連合旅費条例

制 定 平成 14 年 5 月 8 日 条例第 3 号

最近改正 令和元年 10 月 21 日 条例第 1 号

## (趣旨)

**第 1 条** この条例は、別に定めるもののほか、公務のため職員及び職員以外の者が旅行する場合に支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別職員 広域連合長、副広域連合長及び事務管理者をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務の遂行を補助するため一時その住所若しくは居所又は勤務場所を離れて旅行することをいう。
- (3) 赴任 新たに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 17 の規定により派遣される職員が当該派遣に伴う移転のため住所又は居所から勤務場所に旅行することをいう。
- (4) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (5) 扶養親族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (6) 一般職員 特別職員以外の職員をいう。
- (7) 在勤地 北しりべし廃棄物処理広域連合規約（以下「規約」という。）第 3 条に規定する区域をいう。

2 前項第 7 号に掲げるもののほか、この条例において、「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいうものとする。

## (適用除外)

**第 3 条** この条例の規定は、外国旅行については、適用しない。

## (旅費の支給)

**第 4 条** 職員が出張又は赴任をした場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 職員が前項第 1 号に該当する場合において、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条第 1 号から第 4 号まで又は同法第 29 条第 1 項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員以外の者が広域連合の機関の依頼又は要求に応じて出張をした場合には、その者に対し旅費を支給する。

5 第 1 項、第 2 項又は前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第 3 項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他広域連合長がやむを得ないと認める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

## (旅行命令等)

**第5条** 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 任命権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 任命権者は、既に発した旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）をする必要があると認める場合で、前項に該当する場合には、職権により、又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者（旅行命令等を受けて旅行する者をいう。以下同じ。）の申出に基づき、これの変更をすることができる。

4 任命権者は、旅行命令等を発し、又はこれの変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示する時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれの変更をすることができる。

5 任命権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれの変更をした場合には、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令簿等の様式は、規則で定める。

#### （旅行の変更）

**第6条** 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ、任命権者に旅行命令等の変更の申出をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による申出をする時間的余裕がない場合には、旅行後できるだけ速やかに、任命権者に同項の規定による申出をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による申出をせず、又は申出をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

#### （旅費の種類）

**第7条** 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

#### （鉄道賃）

**第8条** 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金により支給する。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 特別職員が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

#### （船賃）

**第9条** 船賃は、水路旅行について、路程に応じ次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金により支給する。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 特別職員については、上級の運賃

イ 一般職員については、中級の運賃

- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
  - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
  - (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
  - (5) 特別職員が第3号に規定する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
  - (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃、第4号に規定する寝台料金及び前号に規定する特別船室料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

**第10条** 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ現に要する旅客運賃により支給する。

(車賃)

**第11条** 車賃は、陸路旅行（鉄道旅行を除く。以下同じ。）について、路程に応じ現に要する旅客運賃により支給する。

(日当)

**第12条** 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの額により支給する。ただし、道内の旅行の場合における日当は、宿泊した場合を除き、支給しない。

2 前項の額は、別表第1に定めるところによる。

(宿泊料)

**第13条** 宿泊料は、旅行中の夜数及び宿泊先の区分に応じ1夜当たりの額により支給する。

2 前項の額は、別表第1に定めるところによる。

3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

**第14条** 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの額により支給する。

2 前項の額は、別表第1に定めるところによる。

3 食卓料は、船賃又は航空賃のほかに別に食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

**第15条** 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程及び扶養親族の移転に応じて支給する。

2 移転料の額は、次に定めるところによる。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧居住地から新勤務地までの路程に応ずる別表第2に定める額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

3 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任をした際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

4 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第2項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

**第16条** 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について支給する。

2 着後手当の額は、別表第1に定める日当の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応ずる宿泊料の5夜分に相当する額とする。

(扶養親族移転料)

**第17条** 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

2 扶養親族移転料の額は、次に定めるところによる。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧居住地から新勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額
- ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額
- イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額
- ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。
- (2) 前号に該当する場合を除き、第15条第2項第1号又は第3号に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

#### (旅費の計算)

**第18条** 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

**第19条** 旅費計算上の旅行日数は、第3項に該当する場合を除き、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第4条第2項各号のいずれかに該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

**第20条** 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数が60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張をした日数は、前項の滞在日数から除算する。

**第21条** 私事のために勤務地又は出張地以外の地に居住し、又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地までの旅費額が勤務地又は出張地から目的地までの旅費額より多いときは、当該旅行については、勤務地又は出張地から目的地までの旅費を支給する。

**第22条** 1日の旅行において、日当（扶養親族移転料のうち日当に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の日当を支給する。

**第23条** 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

#### (旅行依頼の旅費)

**第24条** 第4条第4項の規定により支給する旅費に係る別表第1の適用については、そのつど任命権者が広域連合長と協議して定める。

#### (在勤地内旅行の旅費)

**第25条** 在勤地内における旅行に係る旅費については、この条例に定める旅費の範囲内で規則で定める。

#### (退職者等の旅費)

**第26条** 第4条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

- ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの旅費
  - イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの旅費
- (2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

**(遺族の旅費)**

**第27条** 第4条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する旅費
  - (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第4号に掲げる順序による。この場合において、同順位者があるときは、年長者を先順位とする。

**(旅費の調整)**

**第28条** 公用車（規約第2条に規定する関係市町村の公用車を含む。）を使用する旅行で規則で定めるものについては、旅費を支給しない。

**第29条** 特別の事情がある旅行及びその性質が特殊な旅行については、規則で定めるところにより、旅費を調整する。

**(委任)**

**第30条** この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平14. 7. 1条例23）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平19. 2. 15条例6）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平19. 3. 28条例9）

**(施行期日)**

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 改正後の北しりべし廃棄物処理広域連合旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

**附 則**（令1.10.21条例1）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

別表第 1 (第 1 2 条-第 1 4 条、第 1 6 条、第 2 4 条関係)

区 分	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食 卓 料 (1夜につき)
		甲 地 方	乙 地 方	
特 別 職 員	3, 0 0 0 円	1 4, 8 0 0 円	1 3, 3 0 0 円	3, 0 0 0 円
一 般 職 員	2, 4 0 0 円	1 2, 0 0 0 円	1 0, 8 0 0 円	2, 4 0 0 円

備考 「甲地方」とは東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市を、「乙地方」とはその他の地域をいい、固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第 2 (第 1 5 条関係)

## 移 転 料

鉄道50キ ロメー トル未 満	鉄道50キ ロメー トル以 上100 キロメ ートル 未満	鉄道100キ ロメー トル以 上300 キロメ ートル 未満	鉄道300キ ロメー トル以 上500 キロメ ートル 未満	鉄道500キ ロメー トル以 上1, 0 00キロ メー ートル 未 満	鉄道1, 000 キロメ ートル 以 上1 , 500キ ロメ ー トル 未 満	鉄道1, 500 キロメ ートル 以 上2 , 000キ ロメ ー トル 未 満	鉄道2, 000 キロメ ートル 以 上
106, 500円	121, 500円	150, 000円	184, 500円	246, 500円	258, 000円	276, 000円	320, 000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。